

各種商品小売業における食品加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
6	20～21	作業場で、スライサーの清掃をする際、鉄のグローブをしていなかったため、左手親指付け根にスライサーの刃が当たり裂傷を負った。	18～	300～499
6	20～21	作業場でスライサー洗浄中、細部の肉片を取ろうとして、細部の作業は金属手袋着用では出来ないため素手で行ったところ、スライサーの刃で右手親指に裂傷を負った。	18～	100～299
7	11～12	精肉作業場にてスライサーの清掃作業をしていた時に、右手が刃のある方向に滑ってしまい、刃の部分に接触し中指の爪半分と皮膚の部分を削いでしまった。	58～	100～299
7	18～19	畜産作業場にてスライサーの清掃作業中、肉片を取り除いた際に刃が右中指に当たり、負傷した。	16～	100～299
9	15～16	畜産作業場で、スライサーの清掃のため部品を引き出そうとした際、手が滑り、左側にあった刃に接触して左手中指の爪を切った。	59～	500～999
10	9～10	店内作業場で挽肉作業をしている時に、挽肉機械を停止せず機械内の肉を押し入れようとして、右手指を入れ切断した。押し棒あり（ミンチ機、チョパー）機械入れ替え予定→新しい機械設置は未設置。	63	1～9
10	16～17	精肉作業場にてスライサーの掃除を行っている時、安全カバーをせずに刃を拭いていた為、手が脂で滑って刃に触れてしまい、右手中指切創、伸筋腱断裂。	43～	100

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html